

医科診療報酬点数表《 教育用 》26 年 4 月版 追補及び訂正

平成26年3月28日以降の厚生労働省の告示訂正・通知・事務連絡等による追加及び訂正、併せて誤字訂正をお願いします。

注 1 「左」は左欄、「右」は右欄を、「↓」は上から「↑」は下からの行数を表す。

2 一本下線は追加及び変更、二本下線は削除箇所を表す。

3 「 」は変更前、『 』は変更後を表す。

P4	左側	右(4)↓ 2	告示第 56 号 → 告示第 57 号		
P7	左側	右(4)↓	(2)の取扱い → (1)の取扱い		
P11	右側	右(6)↓ 5	(3)に該当 → (2)に該当		
P13	右側	右(3)の次に下記を加える。			
		(4)	許可病床の数が 500 床以上の病院（特定機能病院、許可病床の数が 500 床以上の地域医療支援病院及び一般病床の数が 200 床未満の病院を除く。）のうち、前年度 1 年間の紹介率の実績が 40%未満かつ逆紹介率の実績が 30%未満の保険医療機関の取扱いについては、(3)と同様であること。		
		右	「(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)」を『(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)』とする。		
P19	右側	右(2)↓ 8	平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号 → 平成 26 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号		
P20	右側	右(10)↓ 1	基本料を含む。 → 基本料を除く。		
P22	左側	右(15)↓ 2	告示第 56 号) → 告示第 57 号)		
		↓ 2	なお従前の例とするとされた一般病棟入院基本料の注 8 に		
		→	なおその効力を有するとされた平成 26 年度改定前の一般病棟入院基本料の注 8 に		
P28	左側	右(12)↓ 2	告示第 56 号) → 告示第 57 号)		
		↓ 2	なお従前の例とするとされた一般病棟入院基本料の「注 8」に		
		→	なおその効力を有するとされた平成 26 年度改定前の特定機能病院入院基本料の「注 6」に		
		↓ 5	(966 点又は 812 点) → (966 点)		
P29	左側	右(9)↓ 2	告示第 56 号) → 告示第 57 号)		
		↓ 2	なお従前の例とするとされた一般病棟入院基本料の注 8 に		
		→	なおその効力を有するとされた平成 26 年度改定前の専門病院入院基本料の注 5 に		
		↓ 4	(966 点又は 812 点) → (966 点)		
P30	右側	右 ↓ 7	届け出た精神病棟に → 届け出た障害者施設等一般病棟に		
P38	左側	右(4)ア ↓ 2	平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号 → 平成 26 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号		
P41	右側	右(1)↓ 5	若しくは 3 の加算 → の加算		
P42	左側	右 ↓ 6	若しくは 3 の加算 → の加算		
P66	左側	右(5)↓ 4	設基準]第 5 の 6 → 設基準等]第 5 の 7		
P70	右側	右(3)ア (ハ) → (ロ)			
P71	左側	右(10)↓ 1	「注 7」 → 「注 6」		
P79	左側	右(3)↓ 3	(平成 24 年厚生労働省告示第 78 号) → (平成 26 年厚生労働省告示第 59 号)		
P80	左側	右(3)↓ 2	「注 2」のただし書 → 「注 5」のただし書		
P82	左側	右(6)↑ 4	(1)ア～ソ → (1)ア～タ		
P87	右側	右 ↓ 12	「ロ」 → 「ハ」		
P97	左側	右(4)ウ ↓ 2	エの場合に限り → エ及びオの場合に限り		
	右側	右(10)↓ 1	当該加算を → 当該診療料を		
P112	左側	右(15)↓ 1	「認知症疾患医療センター等」とは → 「認知症に関する専門の保険医療機関等」とは		
		↓ 4	認知症疾患医療センターとして、都道府県知事又は指定都市市長が指定した保険医療機関であること。		
		→	認知症疾患医療センターであること。		
P118	左側	右(1)↓ 6	「注 3」により → 「注 3」、「注 6」により		
	右側	右ウ ↓ 3	「注 2」又は「注 3」による → 「注 2」、「注 3」又は「注 6」による		
P120	右側	右(10)③ ↑ 1	「こと。」の前に下記を追加する。		
			、又は別紙様式 14 のとおりの内容が記載された症状詳記を添付若しくは当該内容を診療報酬明細書の摘要欄に記載する		
P121	右側	右(3)↓ 11	在宅時医学総合管理料 → 特定施設入居時等医学総合管理料		
P131	左側	右(10)「注 2」	→ 「注 3」		
P149	右側	右(1)↓ 4	「第 VII 因子製剤、」の次に下記を追加する。		
			乾燥濃縮人血液凝固第 X 因子加活性化第 VII 因子製剤、		
	右側	右(1)↑ 1	「及び」を『、』に変更し、「注射用抗菌薬」の次に下記を追加する。		
			及びエダラボン製剤		
P156	右側	右 1 つ目の(1) ↓ 6	膀胱における K-ras 遺伝子検査、大腸癌における RAS 遺伝子検査、悪性骨軟部組織腫瘍		
		右(3)の次に下記を加える。			
		(4)	RAS 遺伝子検査		
		ア	RAS 遺伝子検査は、D004-2 悪性腫瘍組織検査「1」の悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR 遺伝子検査(リアルタイム PCR 法)の所定点数に準じて算定する。		
		イ	本検査には、上記(1)から(3)の規定を適用する。		
P159	右側	右 3 つ目の「○」	を『(1)』に変更し、下記を追加する。		
		(2)	Major BCR-ABL mRNA IS		
		ア	Major BCR-ABL mRNA IS は、D006-9 WT1 mRNA の所定点数に準じて算定する。		
		イ	本検査は、リアルタイム RT-PCR 法により測定した場合に限り算定できる。		
P160	左側	右(6)↑ 1	「算定する。」の次に下記を加える。		
			なお、総鉄結合能(TIBC)(RIA法)、不飽和鉄結合能(UIBC)(RIA法)を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。		
P165	左側	右(1)を	下記に変更する。		
		(1)	「34」のエリスロポエチンは、以下のいずれかの目的で行った場合に算定する。		
		ア	赤血球増加症の鑑別診断		
		イ	重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断		
		ウ	骨髄異形成症候群に伴う貧血の治療方針の決定		

P166 右側 左 19 膵癌胎児性抗原(P O A) の右欄に下記を加える。

○可溶性メソテリン関連ペプチド

ア 可溶性メソテリン関連ペプチドは、D009 腫瘍マーカーの「19」膵癌胎児性抗原(P O A)の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、悪性中皮腫の診断の補助又は悪性中皮腫であると既に確定診断された患者に対して治療効果の判定若しくは経過観察を目的として実施した場合に算定する。

ウ 本検査を悪性中皮腫の診断の補助を目的として実施する場合は、以下のいずれかに該当する患者に対して使用した場合に限り算定する。この場合、本検査が必要である理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(イ) 石綿曝露歴があり、胸水、腹水等の貯留が認められる患者

(ロ) 体腔液細胞診で悪性中皮腫が疑われる患者

(ハ) 画像診断で胸膜腫瘍、腹膜腫瘍等の漿膜腫瘍が認められる患者

エ 本検査を悪性中皮腫の治療効果の判定又経過観察を目的として実施する場合は、悪性中皮腫であると既に確定診断された患者に対して、本検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、B001 特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料「ロ」を算定する。

P173 左側 右 1 つ目の「○」を『(1)』に変更し、下記を加える。

(2) デングウイルス抗原定性

ア デングウイルス抗原定性は、D012 感染症免疫学的検査の「40」レジオネラ抗原定性(尿)の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、国立感染症研究所が作成した「デング熱・チクングニア熱の診療ガイドライン」に基づきデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。

(イ) A300 救命救急入院料「1」から「4」までのいずれか

(ロ) A301 特定集中治療室管理料「1」から「4」までのいずれか

(ハ) A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料「1」又は「2」のいずれか

(ニ) A301-4 小児特定集中治療室管理料

ウ 本検査は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。

P175 右欄 右 1 つ目の「○」を『(1)』に変更し、下記を追加する。

(2) I g G₂

ア I g G₂は、D014 自己抗体検査「29」I g G₄の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、ネフェロメトリー法による。

ウ 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

P186 右側 右 1 つ目の「○」を『(1)』に変更し、下記を加える。

(2) Mac- 2 結合蛋白(M 2 B P)糖鎖修飾異性体

ア Mac- 2 結合蛋白(M 2 B P)糖鎖修飾異性体は、D215-2 肝硬度測定¹⁾の所定点数に準じて算定する。なお、判断料については、D026 検体検査判断料「3」の生化学的検査(I)判断料を算定する。

イ 本検査は、2ステップサンドイッチ法を用いた化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。

ウ 本検査と「D007」血液化学検査「38」のプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド(P-Ⅲ-P)若しくはIV型コラーゲン、同区分「40」のIV型コラーゲン・7S、同区分「43」のヒアルロン酸又は同区分「51」のプロリルヒドロキシラーゼ(PH)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

P224 左側 右 (紹介状非持参者の処方料について) ↓ 3

以下のアからカまで → 以下のアからコまで

P226 左側 右(10) ↓ 1 「注6」 → 「注7」

右側 左 ↓ 6 注3の加算 → 注4の加算

P228 右側 右 ↓ 1 に オ 髄膜炎菌ワクチン を追加し、続く「オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ」を『カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス』に変更する。

P239 左側 右(11) ↓ 2 「廃用をもたらすに至った要因、臥床・活動性低下の期間、廃用の内容、介入による改善の可能性、改善に要する見込み期間、前回の評価からの改善や変化、廃用に陥る前のADLについて」を『廃用症候群に係る評価表』に変更する。

P241 右側 右(11) ↓ 4 「注3」に → 「注2」に

P259 右側 右(1) ↓ 1 「1」の抗精神病特定薬剤治療指導管理料の1. 持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料は、 → 抗精神病特定薬剤治療指導管理料の「1」持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料は、

P259 右側 右(3) ↓ 1 「2」の抗精神病特定薬剤治療指導管理料の2. 治療抵抗性統合失調症治療指導管理料は、 → 抗精神病特定薬剤治療指導管理料の「2」治療抵抗性統合失調症治療指導管理料は、

P273 左側 右(2) ↓ 1 重症急性膵炎、劇症肝炎又は → 重症急性膵炎、重症敗血症、劇症肝炎又は ↓ 5 急性膵炎の患者に → 急性膵炎及び重症敗血症の患者に

P311 左側 右 1 つ目の「○」を『(1)』に変更し、下記を加える。

(2) 脳血管用ステントセットを用いて経皮的脳血管ステント留置術を行った場合は、本区分の所定点数に準じて算定する。その場合、実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。

P315 左側 右(4)の次に下記を追加する。

(5) チン小帯の脆弱・断裂を有する症例に対して、水晶体囊拡張リングを用いて水晶体再建術を実施した場合は、水晶体囊拡張リングの縫着を行った場合は「1」の「イ」の所定点数に準じて、水晶体囊拡張リングの縫着を行っていない場合は「1」の「ロ」の所定点数に準じて算定する。なお水晶体囊拡張リングを使用した場合は、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に症状詳記を添付すること。

- P322 右側 左 **K508 気管支狭窄拡張術** の右に下記を追加する。
 (1) 気管支熱形成術(気管支サーモプラスチック)を実施した場合は、本区分の所定点数を算定する。
 (2) 気管支ファイバースコーピーに要する費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。
- P331 左側 右(4)の次に下記を追加する。
 (5) オープン型ステントグラフトを直視下に挿入し、中枢側血管又は中枢側人工血管と吻合した場合は、術式に応じて本区分のいずれかの所定点数に準じて算定する。
- P333 左側 右(3)の次に下記を追加する。
 (4) 経皮的カテーテル心筋冷凍焼灼術を実施した場合は、本区分の所定点数を算定する。その場合、実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。
- P351 右側 **K843-3 腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術の** 右○5行全てを削除
- P358 右側 右(3)↓1 K654-3 → K654-3 の「2」
- P367 左側 左 **L008-3 経皮的体温調節療法**(1日につき)
 → **L008-3 経皮的体温調節療法**(1連につき)
 左側 右 ○↑1 一日につき → 一連につき
- P375 右側 右↓7の次に下記を追加し、続く「(6)、(7)」を『(7)、(8)』に変更する。
 (6) CD30
 ア CD30 は、N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製「6」その他(1臓器につき)の所定点数に準じて算定する。
 イ 本標本作製は、HQ リンカーを用いた免疫組織化学染色法により、悪性リンパ腫の診断補助を目的に実施した場合に算定する。
- P376 左側 右(**HER2 遺伝子標本作製**) (2)の次に下記を追加する。
 (3) ALK融合タンパクは、非小細胞肺癌患者に対して、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、ブリッジ試薬を用いた免疫組織染色法により病理標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として本区分の「1」に準じて算定する。
 左側 右(**ALK 融合遺伝子標本作製**) ↓1~4を『(1)』とし、下記を加える。
 (2) BRAF V600
 ア BRAF V600 は、N005-2 ALK融合遺伝子標本作製の所定点数に準じて算定する。なお、判断料については、病理診断料・判断料は算定せず、D026 検体検査判断料の「1」尿・糞便等検査判断料を算定する。
 イ 本検査は、根治切除不能な悪性黒色腫患者に対して、BRAF阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、リアルタイムPCR法により行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。
- P439 右側 ↓19 血液学的検査判断料《微生物》→ 血液学的検査判断料《血液学》
- P440 右側 ↓23 検体検査管理加算《微生物》
 ↓25 検体検査判断料《微生物》
- P451 左側 ↓2 生化学的検査(I)判断料《微生物》→ 生化学的検査(I)判断料《生I》
 ↓4 生化学的検査(II)判断料《微生物》→ 生化学的検査(II)判断料《生II》
- P460 右側 ↓9 尿・糞便等検査判断料《微生物》→ 尿・糞便等検査判断料《尿糞便》
- P468 右側 ↑8 免疫学的検査判断料《微生物》→ 免疫学的検査判断料《免疫学》